

陸前高田市木質バイオマス等証明事務に係る経緯の公表

1 日付

平成31年2月14日

2 文書の記号及び番号

陸高農第552号

3 氏名

平山 直

4 木質バイオマス等を分別管理する方法

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのうち、一方のみを取り扱うため、分別管理を要しない。

5 関係書類の保管方法

証明の申請に関する書類を備え、これを整理し、証明書の発行日の属する年度の翌年度から5年間保管する。

陸前高田市木質バイオマス等証明事務に係る経緯の公表

1 日付

平成31年3月19日

2 文書の記号及び番号

陸高農第664号

3 氏名

陸前高田市長 戸羽 太

4 木質バイオマス等を分別管理する方法

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのうち、一方のみを取り扱うため、分別管理を要しない。

5 関係書類の保管方法

証明の申請に関する書類を備え、これを整理し、証明書の発行日の属する年度の翌年度から5年間保管する。

陸前高田市木質バイオマス等証明事務に係る経緯の公表

1 日付

令和2年3月17日

2 文書の記号及び番号

陸高農第555号

3 氏名

平山 直

4 木質バイオマス等を分別管理する方法

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのうち、一方のみを取り扱うため、分別管理を要しない。

5 関係書類の保管方法

証明の申請に関する書類を備え、これを整理し、証明書の発行日の属する年度の翌年度から5年間保管する。

陸前高田市木質バイオマス等証明事務に係る経緯の公表

1 日付

令和2年3月17日

2 文書の記号及び番号

陸高農第556号

3 氏名

平山 直

4 木質バイオマス等を分別管理する方法

間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスのうち、一方のみを取り扱うため、分別管理を要しない。

5 関係書類の保管方法

証明の申請に関する書類を備え、これを整理し、証明書の発行日の属する年度の翌年度から5年間保管する。